

おひとりさま事例集（7） ～救急搬送の実際②～

今回の主人公は、前回に引き続き子供はなく、最愛の妻に先立たれた井村栄治さん（87）です。

前回、栄治さんが自立型高齢者マンションの居室で転倒して動けなくなっていたものの、駆けつけた救急隊を追い返してしまったその後のお話しです。

OAG ライフサポート職員が訪問し、居室の床に倒れ動けなくなっていた栄治さんを説得にあたりまし

た。彼の言動や思考回路も知り尽くし、信頼関係も構築されている職員でしたので、栄治さんも病院を受診することをようやく納得し、再度、救急車を呼ぶこととなりました。

担架への移乗時には痛みで叫び声をあげながら、栄治さんは何とか OAG ライフサポート職員と一緒に救急車に乗り込みました。かなり激しい痛みはありますが、意識ははっきりしており、救急隊に聞かれた氏名や生年月日を自分で答えることもできました。

救急車が発車するまでの間に、救急隊が搬送先病院を探してくれました。栄治さんのかかりつけ医である都内の総合病院の受入可否についての返事は、次のようなものでした。

検査や診察は受入れ可能、ただし、もし入院加療が必要となっても当院には今ベッドの空きがないので他の入院できる病院を探して転院してください、もし入院加療が不要ということになれば連れ帰ってください。この転院させてくれる又は連れ帰ってくれる付添人がいることを条件に受入れます。

急性期の病院でさえも、頼れる人がいない高齢者の受入れを入り口で制限しているのが明らかです。救急車と一緒に乗ってくれる人又はすぐに病院に駆けつけてくれる人がいなければ、こうしたケースで緊急受診すら困難になるのです。ちなみに、高齢者施設の職員ではこの役割はできないことがほとんどです。そのために必要になるのが、身元保証人なのです。

結局、栄治さんは検査と診察の結果、入院加療が必要だということになり、別の入院先を探して再度、救急隊に搬送してもらいました。当然、その入院を受け入れてもらうときは、身元保証人になれる人が手続きをしに来てくれますか？という質問がありました。

入院手続きでは、各種書類の記載とともに、10万円の入院保証金の支払いも必要となりました。夕方17時少し前でしたので、その場で10万円を支払うことができましたが、もし17時を回っていたら、翌日の朝9時以降に再度病院に支払いをしに行かなければならないところでした。

このように、栄治さん本人は痛みで苦痛の声をあげながらも、何とか入院をすることができました。しかしその裏では、家族又は家族に代わる役割を果たす人が必要とされるのが実情です。

